

京都市告示第136号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成27年4月28日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

西轆轤町町内会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 会員の福祉に関する事。
- (3) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (4) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。
- (5) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

3 区域

京都市東山区松原通り大和大路東入る二丁目轆轤町78番地から100番地及び102番地124-2

4 主たる事務所

京都市東山区轆轤町79番地

5 代表者の氏名及び住所

柳原良明

京都市東山区轆轤町95番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成27年4月21日

(文化市民局地域自治推進室)